

学校法人会計基準について

「学校法人会計基準」(昭和46年文部省令第18号)は、学校法人が作成する計算書類の種類、計算方法及び記載方法など、学校法人における会計処理全般を規定する省令です。国又は地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける全ての学校法人は、学校法人会計基準に従い、会計処理等を行うこととされています。

2013(平成25)年4月の「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(平成25年文部科学省令第15号)により、消費収支計算書を名称変更し、「事業活動収支計算書」として作成することや、資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成することなどの改正が行われ、2015(平成27)年度より適用されています(知事所轄学校法人は2016年度より適用)。

※以下、本文書においては、この改正を「2015年度改正」と言います。

資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容、並びに当該会計年度における支払資金(現金預金)の収入及び支出のてん末を明らかにするために作成される計算書類です。

以下に、主な勘定科目について説明します。

(収入の部)

科目	説明
学生生徒等納付金収入	授業料、入学金、実験実習料など、学生・生徒から納入されたもの。
手数料収入	入学検定料や各種証明書発行手数料など。
寄付金収入	金銭その他資産を寄贈者(寄付者)から贈与されたもの。
補助金収入	国又は地方公共団体から交付される補助金。
資産売却収入	不動産や有価証券(満期償還を含む)の売却収入。
付随事業・収益事業収入	外部からの委託を受けて行う研究等による収入(受託研究収入)や、課外講座の受講料収入など。
受取利息・配当金収入	預金・貸付金利息、第3号基本金引当特定資産及び諸引当特定資産の運用により生じる収入など。
雑収入	私立大学退職金財団交付金収入など、上記に該当しない収入。
借入金等収入	日本私立学校振興・共済事業団、その他金融機関等からの借入金収入など。
前受金収入	翌年度入学者の学生生徒等納付金など、翌年度に帰属する収入で、当年度に入金されたもの。
その他の収入	諸引当特定資産の取崩収入、未収入金収入、貸付金回収など。

(支出の部)

科目	説明
人件費支出	教職員の給与、退職金など。
教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費。
管理経費支出	総務、人事、財務、学生生徒等の募集に関する経費など。
施設関係支出	土地、建物、構築物、建設仮勘定など。
設備関係支出	備品(耐用年数1年以上)、図書など。
資産運用支出	有価証券の取得や、諸引当特定資産の繰入支出など。
その他の支出	未払金支払や、前払金支払など。

活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支計算書は、2015年度改正により新たに制定された計算書類で、企業会計でいえばキャッシュフロー計算書に相当するものです。

資金収支計算書の決算額を、①教育活動、②施設整備等活動、③その他の活動(財務等)の3つの活動区分に区分し、活動区分ごとの資金の流れを明らかにするために作成されます。

事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容、並びに基本金組入後の均衡の状態を明らかにするために作成する計算書類です。2015年度改正により、従前の「消費収支計算書」から名称を変更し制定され、新たに、収支を経常的収支（経常的収支はさらに教育活動収支と教育活動外収支に区分）と臨時的収支（特別収支）に区分して表示し、それぞれの収支状況を把握できるようになりました。

企業会計でいえば損益計算書に相当し、計算構造も基本的には同一ですが、企業が利潤の獲得をその目的としている一方、学校法人は利潤の獲得自体を目的としていないことから、事業活動収支計算においては、基本金組入後の収支において、中長期的に均衡することが求められています。

（事業活動収支計算書特有の勘定科目）

科目	説明
現物寄付	備品や図書等金銭以外の資産（現物）を寄付として受け入れたもの。
資産売却差額	帳簿価額を上回る価額で保有資産を売却した場合のその差額部分に相当するもの。
資産処分差額	帳簿価額を下回る価額で保有資産を売却した場合のその差額部分や、保有資産を除却した場合において、その帳簿価額に相当するもの。
退職給与引当金繰入額	当該年度末に在職する教職員全員の退職金を計算し、引当金として負債計上するため、前年度末の引当金計上額との差額（不足する額）を繰り入れるもの。
減価償却額	固定資産のうち、時の経過により価値が減少する資産（減価償却資産）について、耐用年数にわたって分散して費用化するもの。
基本金組入額	学校法人の諸活動に必要な資産を継続的に維持するために事業活動収入から組入れるもの。土地や建物などの固定資産の取得額（第1号基本金）、奨学基金等（第3号基本金）、1カ月分の運転資金相当額（第4号基本金）などで構成される。
基本金組入前当年度収支差額	事業活動収入から事業活動支出を差し引いたもの。単年度における事業活動全体の収支差額（収支バランス）を表し、基本金組入余力がどの程度あるかを把握できる。
当年度収支差額	基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除したもので、学校法人会計基準において、学校法人の永続性を確保するために、当年度収支差額の中長期における均衡が求められている。

貸借対照表

貸借対照表は、当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにするために作成される計算書類です。資産の部と、それに対応する負債の部、純資産の部で構成されます。また、貸借対照表の注記事項として、減価償却累計額や、基本金未組入額等が記載されます。

区分	説明
資産の部	資産の部のうち、固定資産は、土地や建物などの「有形固定資産」、第3号基本金引当特定資産などの「特定資産」、ソフトウェアなどの「その他の固定資産」で構成される。流動資産は、現金・預金や短期（1年以内）で運用する有価証券などで構成される。
負債の部	負債の部のうち、固定負債は、長期借入金、長期未払金など、翌年度中に返済期限や支払期日が到来しない借入金・未払金のほか、退職給与引当金等で構成される。流動負債は、1年以内に返済しなければならない借入金や未払金、及び前受金や預り金が計上される。
純資産の部	基本金と繰越収支差額で構成される。 繰越収支差額は、事業活動収支計算書における翌年度繰越収支差額と一致する。

以上